

## 針刺し後のHIV感染予防薬供給要領

### 1 目的

県は、医療機関等で針刺し事故が発生した場合のHIV感染防止を図るため、「針刺し後のHIV感染防止体制の整備について」（平成11年8月30日付け健医疾発第90号、医薬安第105号）で必要とされるエイズ予防薬（以下「予防薬」という。）を購入、備蓄することにより、医療機関等からの予防薬の供給依頼に対して、速やかに対応することを目的とする。

### 2 供給予防薬の名称及び数量

- (1) ツルバダ（FTC/TDF） 1瓶（30日分）
- (2) アイセントレス（RAL） 1瓶（30日分）

### 3 備蓄先

宮城県医薬品卸組合

※備蓄場所は別に定める。

### 4 供給方法

- (1) 県は、予防薬を購入したときには、速やかに備蓄先に保管を依頼するものとする。
- (2) 医療機関が予防薬の供給を受けようとするときは、別紙様式1により予防薬供給願を備蓄先に提出するものとする。
- (3) 備蓄先は、医療機関から供給依頼があったときは、速やかに医療機関に予防薬を供給するものとする。
- (4) 備蓄先は、予防薬を供給したときは、医療機関から別紙様式2により予防薬受領書を徴するとともに、別紙様式3により予防薬供給報告書を県に提出するものとする。
- (5) 県は備蓄先から供給報告を受けたときは、医療機関に対し納入通知書を送付し、予防薬の代金を徴するものとする。
- (6) 県及び備蓄先は、予防薬に係る帳簿を備え、次の事項を記載するものとする。
  - ① 品名（製造番号、使用期限を含む。）
  - ② 受入年月日及び数量
  - ③ 供給年月日、供給先及び数量（供給した場合）
- (7) 有効期限が切れた予防薬は、県と備蓄先で協議の上廃棄するものとする。

### 5 供給価格

- (1) 供給価格は、薬価基準によるものとする。なお、予防薬の輸送に要した実費は、医療機関の負担とすることができるものとする。
- (2) 医療機関は、県が発行する納入通知書により、期限までに予防薬の代金を納入するものとする。

### 6 その他

この要領に定めのないものは、その都度、県と宮城県医薬品卸組合が協議して定めるものとする。

#### 附則

（施行期日）

この要領は、平成25年4月5日から施行する。

#### 附則

（施行期日）

この要領は、平成27年3月1日から施行する。